

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成19年6月13日（水曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 採決

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 田 憲 明	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院経理課長	鎚 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

○議長（嶋田茂樹） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○ 24 番（神子 功） おはようございます。

議案第 1 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、若干ご質疑申し上げたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、非常勤の職員の報酬について、別表第 1、選挙関係の職名の報酬額がそれぞれ100円減額する内容となっております。これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことによることということで、ちなみに法の改正の内容につきましては二つございまして、一つには、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務所経費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費及び費用弁償額等を実情に即するように見直し、これらの基準を改正するという内容と、もう一つは、最近における物価変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示費等の基準額について、その積算基礎である労務賃金等を実情に即するように見直し、これらの基準を改正する、このような内容となっております。

そこで、今年は参議院選挙の年でありまして、7月には選挙を迎えるわけでございますけ

れども、今回改正される内容につきまして、しかも法の改正によりまして、平成19年度におけます旭市の一般会計では、参議院議員選挙費として予算措置が組まれております。これが、この法の改正、あるいはそれを受けての今回の条例の一部改正によりましてどのように予算措置が変わるものかどうか、また、旭市として持ち出しがないかどうかにつきましてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

7月に予定されております参議院議員通常選挙の執行経費におきまして、今回の改正の部分、これにつきまして試算をしてみましたら、市全体で3万2,100円の減ということになりました。

ご指摘のように、この部分以外にも見直しが行われましたので、国からの執行経費は減ることになりますが、過去の状況から考えますと、現計予算の予算措置の変更は必要ないというふうに思います。それから、市からの持ち出しの心配もないというふうに思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

市からの持ち出しもない、そしてまた現計で行けるだろうということでございますので、現計予算につきましては、80ページに記載されておりますけれども、県支出金として3,197万1,000円というのが現計でございます。これを上回るということもないし、恐らく下回るだろうという判断をしてもよろしいのかどうか、その点確認をいたします

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 費用弁償以外の部分の数字というのは、今の段階では全く分かっておりませんので、執行経費全体が予算よりも増えるかどうかということについてもちょっと分かりません。予算組みと言いますのは、安全な範囲で歳入の場合には予算組みをしておりますので、場合によっては増えることもあるのかなと思いますけれども、今回のような減額があった場合には減るかもしれません。その辺はちょっと申し訳ありませんが、今の段階で

は分かりません。

以上です。

(「結構です」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新たに所得制限を導入することとして、市町村民税の所得割の額が23万5,000円となる重度心身障害者を助成の対象としない内容であり、これが、平成19年8月1日から施行することとし、障害者自立支援法に基づく高額治療を継続している重度心身障害者については経過措置が設けられると、このような内容でございました。そこで何点かお伺いをいたします。

一つ目、今回の条例の改正につきましては、所得制限について千葉県の要綱と合わせるとの説明がありました。旭市としては、所得制限を導入することについて、どのような検討がなされたのでしょうか。

2点目、現在、医療費助成を受けている人は何人おりますか。

3点目、今回の改正により、所得制限を導入することについて、対象から外れる人は何人いるのでしょうか。

最後に、経過措置による対象者は何人。そして、その方についてはどのような障害を持っている方なのかどうか、4点お伺いをいたします。

- 議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長(在田 豊) それでは、ご答弁申し上げます。

今回の改正につきましては、国の自立支援医療の所得基準の見直しを基本にしております、それに伴いまして県も同じように所得制限を設けようとしておるものでございます。

市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上となる重度心身障害者につきましては、県の

補助金の対象外にするということでございまして、旭市におきましては、今回、対象外となる世帯の収入の状況ですとか家族構成等、それぞれその状況を検討し、また、近隣の市で、既にもう条例改正がなされておるところもございまして、ほとんどが6月議会におきまして条例改正を予定しております。これらの状況等を踏まえまして、今回の改正というものがやむを得ないものという判断をさせていただきまして、改正をさせていただくものでございます。

それから、医療費助成を受けている方は何人かということでございますが、今、私どもの方の課でつかんでおります対象者につきましては全体で631人でございます。そして、今回所得制限が設けられることによりまして対象外となる人数でございますが57人ぐらいでないかということをご予定させていただいております。そして、経過措置による対象者でございますけれども、これは現在10人いらっしゃいます。それで、これらの方につきましては障害の内容でございますが、透析等をやられている腎臓機能の障害者ですとか、免疫機能の障害者の方、それらの障害を持っていられる方ということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） まず、1点目の、今回所得制限につきましては、千葉県と合わせるといふことの検討の内容につきましては、その家族の収入、あるいは家族の構成、さらに近隣では既に条例を改正されているということも踏まえて改正をすることに至ったというお話がありました。

そうしますと、私がちょっとインターネットを調べましたら、県の方では、当初、4月現在では20万円以上ということがありましたけれども、これが23万5,000円ということに変更になったようでございます。要するに幅が狭まったという、そういった解釈をしていいかと思えますけれども、そういうような状況がここ数か月の間にあったということでございます。そういうことを考えますと、収入とか家族構成とかということがありますが、この基本となる所得の内容につきましては、これは給与とか所得ベースにつきましては、大体どのぐらいの範囲の方々がこれに該当するものかどうか、県の方では大体800万円ぐらいではないかというふうに言われておりますけれども、その辺で間違いはないのかどうかお願いをしたいと思います。

これは、国民健康保険、あるいは健康保険という社保の関係ありますけれども、その判断をどういうふうにするのかどうか、解釈につきましてご説明をいただければありがたいと

思います。

続きまして、人数的にはわかりました。現在助成を受けている方々が631名、対象から外れる方が約57名ぐらいというご説明があり、経過措置では10名ということがありました。いずれにしても、これは経過措置を過ぎれば、また所得制限がさらに拡大するかどうかということとはわかりませんが、現時点でこれらの状況を考えた場合に、どうしても困ってしまうようなことがあった場合に、市としてはどのような対応をしていくかということについて検討をされているかどうか、これ市長がお考えがありましたらぜひお願いをしたいと思います。

以上、2点お願いをいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 神子議員の2点目の質問なんですけれども、現在のところは、まだその検討まではしておりません。そういった事態が生じたら、きちんとした形で検討をさせていただきたい、そう思っております。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） まず、世帯の収入の部分ですが、神子議員おっしゃられますように、それぞれの世帯の構成にもよりますけれども、800万円から900万円ぐらいの世帯で、それら以上の方が今回この所得制限に該当してくるというふうに考えております。

それから、社会保険と国民健康保険との関係でございますけれども、あくまでも世帯と申しましても、保険に加入している保険証に記載されている構成がそれぞれの世帯ということに判断をいたしますので、障害を持っていられ方が加入している保険の世帯ごとにそれぞれ判断をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 最後に1点、これまで議会で議論になっている内容も含めて、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、いずれにしても、こういう重度心身障害者、あるいは医療にかかっている人については、お金が出てしまう、それを支払わなくてはいけないということと考えますと、一度に払ってしまう。ところが、払うお金がないとか、都合がつかないということになると、大変なご苦労がその家庭ではするわけです。そういった意味で、ある自治体では、病院の方をお願いをして、とりあえず本人の負担についてはないようにするよう

な、そういった措置をとっている自治体もあるかというふうに話を聞いております。そういった意味で、旭市ではまだそこまで、検討をしている段階だというふうに伺っておりますが、そういう関係で、何とかご自分が負担をしなくても、市の方の対応として措置ができるような、そういった検討というのはできないでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対して答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今の質問ですけれども、先ほどの質問とも併せて、早急に検討をしてみます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、別表旭中央病院附属看護専門学校の定員を120人から180人とするものでございます。

そこで、1点目といたしまして、現在、旭中央病院附属看護専門学校におきまして、3学年の看護師の養成を行っているわけですが、定員に対してどのような状況にあるのかどうか、また、最近の希望者の傾向というのはどういう状況にあるのかどうか伺いするのが1点目。

2点目ですが、説明によりますと7月末には認可申請のための手続を行って、年度内には認可が得られるという説明がございました。

そこで、一つ、次年度から30人、2学級となるようでございますが、教室の確保、さらに指導者の確保、あるいは寮の確保等受け入れ体制につきましては問題なくできるのかどうか、

現在どのように進もうとしているのかどうか、お考えと、また体制があればそれをお聞かせ願いたいと思います。

2点目ですが、同時に受け入れに必要な予算というものが見込まれると思います。そこで、この受け入れ時にはどのような予算が必要かどうか、人件費とか、あるいはもろもろの経費、こういったものが新たに発生してきます。次年度につきましては、それを予算に反映していかなければいけないことから内容も含めてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、大きな3問のうちの2問についてお答えさせていただきます。

まず、最初のご質問でございますが、定員に対してどういう状況か、それから最近の希望者の傾向はどうかというご質問でございますが、現在、在学者は、定数120名に対しまして143名おります。

それから、最近の希望者の傾向でございますが、過去3か年の受験者の数を申し上げます。

平成17年度から申し上げていきますが、平成17年度が受験数が151名でございます。それから平成18年度が136名、それから平成19年度が102名ということで少し減少の傾向にございます。

それから、2点目の方の受け入れ体制については問題がないかというご質問でございますが、まず、教室についてでございます。教室につきましては、現有の建物で基準を満たすように用途の変更で考えております。主な変更といたしましては、これから1学年2クラスになりますので、教室が3教室から6教室必要になります。これについては大講堂、図書室の一部を充てることで考えております。

それから、指導者でございますが、専任教員でございます。定数が増えますと二人必要になります。これについては既に4月に新規に採用済みでございます。

それから、寮の関係でございますが、学生寮につきましては、今、寮が、現在103名収容できるところ72名が入っております。31人分の余裕がございます。ただ、最終の増員数は60名ということになりますけれども、実はこれまでの学生の入居率というのは約半分しか入っていないですね。ですから、現有施設で十分対応は可能と考えてございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 私の方からは、受け入れに必要な予算はどの程度見込んでいるかということで申し上げさせていただきます。

まず、人件費でありますけれども、教員2名、それと図書館司書が1名で1,977万円余りでございます。

それと、工事費関係でございますけれども、工事をする合計金額ですけれども4,754万9,250円、そのほかに器具備品が1,110万円、消耗備品が1,208万円、教材費が240万円というようなことでありまして、総合計では7,313万円になります。こちらにつきましては、今年度の予算で既に見込んでおります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 概略わかりました。

そうしますと、今、事務部長の方から話がありましたように、最近の願書受け付けと言いますか、内容につきましては若干減少傾向にあるということで、これが、180名にしたことによって、今、考えると逆行するような状況になると思います。そういった意味で、これは近くには西高の看護専門のところは5年間で終わるような状況もありますし、そういったことを考えますと、全国的に看護師養成というのは非常に厳しいような状況の中で、中央に集中するというような状況もあることから、そういった意味で、養成するには大変厳しいような状況にあるのではないのかというのがこれから見ると考えられます。

そういった意味で、院長はかなり全国いろいろ奔走されておりまして、どうするかどうかについてかなり検討されているような状況も伺っておりますが、この点につきまして、将来的に3か年で全部埋まるわけですが、この辺のところについては、基本的にどのようにお考えなのかどうか院長からお伺いをしたいというのが一つです。

それから、工事費を含めて7,300万円の予算については、平成19年度で盛られているということですが、次年度については、今回の条例の改正について、さらに予算として見込むような状況があるのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 看護学校入学生の見通しでありますけれども、全国を回ってみますと、やはり少子化の影響というのはまず第一にあります。

それから、第二番目に、看護師の養成につきまして4年制の大学への進学者というのも増えてまいります。したがって、専門学校の生徒というのは全国的に減少する方向にございます。そこで、当院の見通しであります、この近辺からも、千葉県のほかの看護学校、あるいは看護専門学校、看護短大、あるいは東京のそのような学校に進学している人がたくさんいらっしゃいます。そういうことで、今、何とかおっしゃるとおり応募者を増やそうということで、中学から学校回り、あるいは説明会をして、看護師に対するご説明、将来の看護師を選んでいただけるような、そういうご説明を中学からしております。病院もそういう方々をお集めして説明会を開いたり、それから、高校ももちろんであります、この近辺の高校回りをしておりまして、応募者を何とか確保したいと、このように考えております。

そのようなことで、何とか応募者60名、定員増の分ではありますが、1学年60名、20名の増になるわけではありますが確保していきたいというふうに思っております。学校もそうありますが、看護師全体の数もこれはやはり少子化の影響で非常に厳しいものがございます。海外から導入したらどうだというような意見もあるわけではありますが、まずは、国内から少し掘り起こしていきたいと、このように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 予算的に次年度以降はどうするのかということでもありますけれども、今年度は、設備でありますとか施設の用意をしたわけでもありますけれども、当然、平成20年度からはプラス20名、さらに20名ずつということで予算的には組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 1回目のご答弁をいただいた中で、新しく増員することから大講堂を使用するとかという現状についてはすぐ措置ができないということで、恐らく仮に使うという判断だと思っておりますけれども、これが、1年、2年、3年と経過していく上には教室が絶対必要になってきます。そういった意味で、これは既に分かることなものですから、その辺については、予算も含めてどのような見解をお持ちなのかどうか。

今、課長の方からご答弁いただきましたけれども、平成20年度以降については予算が必要だということでございますが、どの程度必要なのかどうか、これ検討していなければならないことではございますので、その点についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 建物の問題でありますけれども、これは、今の建物をつくったときに、既に将来二クラス、あるいは短大化という選択もあるのかなということを視野に入れておりまして、今の大讲堂というのは病院の大讲堂のことではありませんで、看護学校の中の大講義室のことを大讲堂と呼んでおります。これを簡単な改装で教室に変えることができるような構造になっておりますので、今回の改造で今後も十分対応できると、このように考えております。

それから、予算のことにつきましては……

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 20名ずつ増になるということでありまして、平成22年度までは大ざっぱでありますけれども収支の予算を試算をさせていただきます。

（「数字で言ってください」の声あり）

○病院経理課長（鍋木友孝） 収益の方でありますけれども、人数が多くなりますと授業料が上がったりとかということがございます。また負担金、交付金ですね、交付税の方が上がってきます。ということで、平成20年度が総額で税抜きで申し上げますと1億9,737万円余りでございます。平成21年度が2億1,981万円、それから、平成22年度が2億4,225万円余りでございます。

費用の方でございますけれども、給与費はもう当然今年度に確保してございますので、あと変わるところでは教育費でございます。それとか経費というのが若干ずつ変わってきます。平成20年度の費用でありますけれども3億4,464万円余り、それから平成21年度が3億5,725万7,000円余りです。それから平成22年度が3億6,900万円余りということでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回、旅行形態の変化とか、あるいは宿泊者のニーズ、これらに対応するように弾力的な運営をしたいということから、別表の食事料、予約料の削除をすると、こういう内容の説明がございました。

そこでお伺いをいたします。

そうしますと、宿泊をする場合に、今までは一泊二食、もう決まっておりますので、幾ら幾らと、大人が七千何ぼ、子供が幾らというふうに出ますし、素泊まりも出ます。したがって、今回の場合には、条例の改正でございますので、これらについてないわけでございますが、食事料という、食事の申し込みについてはどのような形ですか。

2点目、食事自体は季節によって対応するということを伺っておりますが、実際どのようなことを考えているのかどうか。

3番目が、体制が変わりますので、今現在までお泊まりの方、あるいは泊まっていたきたい方、市民の方々にどのように周知をするのかどうか、この方法についてどのようにお考えになっているのかどうか、3点お伺いをしたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） それでは、神子議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、食事料の申し込みでございます。

今回の改正につきましては、条例から食事料を削除する改正を行ったわけですが、公営企業といたしまして、食事料の料金の設定につきましては、今までどおり設定いたしまして運用を行っていきたいと思っております。したがって、食事料につきましても、宿泊申し込み同様にさまざまな利用者の申込手法がございます。これに今までどおり対応していきたいというふうに考えております。

それと、現在、経営改善を実施しておりますけれども、新しい予約システムにつきましても検討しておりまして、飯岡荘のホームページからそのまま申し込めるような形も現在検討しているところでございます。

それと、予約金の削除でございますけれども、現在、予約の手法が、やはりメール等での申し込みが非常にふえておりますし、そのほか電話はもちろんですが、ファクス等々、

さまざまな予約の手法がございます。そんなことで、この予約金制度を運用いたしますと非常に予約システムに支障を来すと、そのようなことが現在考えられます。またこれからも想定されますので、なるべく円滑な予約をとりたいということで今回削除ということでございます。

次に、食事でございますけれども、現在、食彩の宿を目指しまして経営改善に取り組んでおりますけれども、やはり一番のメーンは、旭の何でもそろそろ食材を生かしたいということで、その料理を提供していくことを目的にしております。この経営改善の中では、現在調理指導員、技術指導員を設置をしておりますし、また、四季に応じた食のデザインもフードコーディネーター等をお願いをしているところでございますので、この運用につきましては、12月1日からの運用を予定しております。

次に、周知の方法でございますけれども、やはりホームページ、パンフレットはもちろんですけれども、そのほかの販売チャンネルがかなり今まで情報取得できなかった部分が私どもの方でかなりございますので、メディア等も使いながらやっていきたいと思いますが、その手法につきましては、現在コンサルタントの方と詰めておりますので、十分検討した上で実行していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 周知の方法につきましては、十分利用ができるような体制が必要と思いますので、今、コンサルタントに協力してもらっているということですから、十分配慮をいただくようお願いしたいと思います。

1点だけなんです、そうしますと、宿泊をする場合に、今までは7,000円台で宿泊できましたけれども、今現在お考えになっているのは、一泊二食付き税込みでどのぐらいが最低なのか、あるいはランク付けをするとすれば、最高はどのぐらいのようなメニューになるのかどうか、この辺お考えでしたらご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、現在までの経過につきましてご報告をしたいと思います。

今回の改正の主なねらいですけれども、やはり食彩の宿を目指すということで、食事料の底上げを図りたいというのが今回の目的でございます、現在、朝食の方ですけれども880

円で運用しております。また、夕食につきましては2,200円ということで運用しているわけですが、これを朝食につきましては1,050円、標準の夕食のコースにつきましては4,200円を予定をしております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 朝食、夕食については従来あったものが、朝食が880円から1,050円に、夕食が2,200円から4,200円にということで、これを見てもみると、全部で1万1,000円ぐらいですね、一泊しますと。もう少し……1万二・三千円ってところですね。そうしますと、これは近隣でも、かんぼの宿についてはやっぱり1万1,000円から1万2,000円ぐらいだということで、同等程度の状況になるわけですね。かんぼの方は新しい部分がありますから利用もかなり高まっている状況もありますが、そういった意味で、今お考えの内容を考えると、よっぽど周知をして、来た方に喜ばれるようにしないと、ただ値段だけ上げたというふうになってしまいますし、幾らニーズが高まっていると言っても、泊まっていたかなければこれは無意味なものですから、そういった意味で、値上げしたことについての経過ですね、この点若干話し合いができていれば、その内容を報告いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、大変失礼いたしました。

一泊二食付きの料金を、現在7,200円ですが、先ほど申し上げました食事料になりますと9,370円という運用になります。しかし、今後、施設の改善が終了いたしますとさらにまた宿泊料について考えていきたいなというように思っていますけれども、いわゆる食彩の宿構想の基本的な考え方ですけれども、宿泊料を抑えて、できれば食事を選んでいただきたい。そんな経営ができればなということで運営委員会とも話し合ってきたわけでございます。やはり運営委員会の方でも少し高いのではないかなというようなご意見がございました。やはり現在、ただぶらっと、と言いますか旅行に来るようなタイプではございませんで、やはりこだわりを持った旅が非常にふえておりまして、食につきましても、地元でとれたものをあまねく活用したものを食べたいというようなニーズが非常に高くなっておりますので、コンサルタントの方は、その辺を十分察知いたしまして、やはり特徴を生かした料理を提供するためには、やはり中途半端な金額では非常に無理ではないのかなというような基本的な

考え方がございましたので、こういう形で現在進めておりますけれども、なおかつ12月1日からの改正でございますので、もう少し検討していきたいなと思っておりますけれども、基本的な考え方は、この金額で進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 議案第8号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

この契約にかかわる入札は5月30日に行われたものであり、今定例会に提出された2件のほかにもう2件の学校関係の入札が実施されたものと思います。うち1件については、入札を2回実施するも落札者がなく、また随契もできず、不調に終わっています。これら4件の設計者の報告をまず伺いたいと思います。

それと、1月、学校関係の契約以降、今回の契約が十一・二件目の契約になろうかと思えます。学校改築改修工事は90億円必要であるという大きな事業であります。また、多くの市民も注目している契約事務であるのに、旭市建設工事にかかわる一般競争入札の試行要綱の設計額が3億円以上の工事の中から選定するというだけのこだわりで指名競争入札になったというしか思えません。地方公共団体における契約は一般競争入札が原則であると思えますが、指名競争入札に至った経緯と、併せて3件の予定価格に対する落札率を報告願います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 私の方からは、なぜ指名競争入札かというところの経過でございますけれどもお答えいたしたいと思います。

日下議員がおっしゃいましたように、現行の要綱では設計額が3億円以上の工事の中から選定して一般競争入札を実施するということに確かになっておりまして、今回につきましても、工事期間を確保したりとか、あるいは現在入札及び契約制度につきまして内部で検討中でございまして、こういうことができなかったということで指名競争入札で実施をさせていただきました。

それから、3件の予定価格でございます。

まず、中央小学校の校舎の大規模改造工事でございますけれども、予定価格が——これは消費税込みでございますけれども、2億3,358万8,250円、それから落札額が2億3,205万円ということで落札率は99.34%になります。

次に、滝郷小学校校舎大規模改造工事でございます。予定価格の方が1億7,084万9,700円でございます。これに対しまして契約金額——落札額ですけれども、1億7,010万円でございます。落札率は99.56%でございます。

次に、第一中学校校舎の耐震改修工事でございます。これにつきましては、予定価格が1億3,417万1,100円でございます、落札金額は1億2,054万円ということで、落札率は89.84%でございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは設計の関係についてお答え申し上げます。

中央小学校でございますけれども、飯島建築設計でございます。

次の、滝郷小学校につきましては、株式会社網中建築設計。

続いて、鶴巻小学校でございますけれども、株式会社大貴設計でございます。

第一中学校につきましては、株式会社東総設計でございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） ただいまの財政課長の答弁の中において、時間がなかったという話でございますけれども、例えば4件を入札に入った中で1件は契約できないんですよね。そういったものを考えた際には、その分時間がずれているかと思うんです。

それと、今、落札率を報告いただきましたけれども、2件については99.何%、1件については89.何%と、10%の差が出ているわけです。これはどういうことかと言いますと、うわさですから、私のところわかりませんけれども、この89.何%は話し合いができなかったことなんです、業者の。そういううわさが入ってくるんです。ということは、早く一般競争を入れるべきではないかということをお願いしたいわけです。業者の話し合い、談合と言うと失礼な話になるかもわかりませんけれども、業者間の話し合いができなかった。そのため10%が落っこちるわけです。こういった90億円のを10%落っこちたときには9億円、そうすればこの事業はすべてできてしまうんです、今回の事業なんていうのは。そういうことを考えてもらって、早く入札を一般競争に行くべきではないかなと。

例えば、3億円云々ということになっていますけれども、近隣の状況を見ますと、すべて一般競争に入っていますね、匝瑳市も入りましたし。県も、きのうの県議会で出した案の中で引き下げしていますね。そういう様相をしていますし、そういうものを含めてやるべきではないかなと思います。それらについてはお願いしておきたいと思います、早く取り組んでいただきたいと。

それで、契約事務に関してのことでございますので、契約する際には5,000万円以上を越す工事につきましては専任の監理技術者ですか、それが必要になろうかと思います。今回の契約相手方のそういった技術職員等の総合評点ですか、そういったものの中に1級、2級等との仕分けはございますけれども、その辺の1級、2級という形で、そういう専任の技術者はどのような仕分けの中で当たることができるのかそれをお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 専任技術者の関係でございますけれども、今回の入札を実施する際に各入札ごとに業者の方に入札条件としまして監理技術者を専任に配置できることということで通知もしましたし、当日もやりまして、実際に監理技術者の資格証というのがございます。これは国交省が出しているものですけれども、この資格証の写しを入札前に出していただきまして、出せないところは当然入札できないということですが、それでもって全部出していただいて確認をしたということでございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 1級、2級は関係ないということですか、それは。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 監理技術者でございますけれども、中にいろいろ要件ございまして、例えば１級の建築士を持っている方、１級の建築施工士を持っている方、いろいろございますけれども、こういったものの中で、やはり国交省の方の認定を受けると言いますか、そういった形で資格をいただいた方ということですので、いろいろ中には持っている資格というのはいろいろあると思います。これは１級の合格者が多分一番多いんだと思いますけれども、そういった形でいろいろな形で取得はできるという形になっているようでございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

○１１番（木内欽市） やはり同じようなあれなのですが、監理技術者が１現場１名ということだと思っておりますが、そうしますと、これから工事たくさん出てまいりますね。それで、監理技術がもう目いっぱいという業者は、最初からもう入札には参加できなくなるのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） やはり工事も多くなりますし、適正な工事の管理をしていく上では、専任というか、これは私どもは専任というよりも5,000万円以上であれば当然建設業法でも決められていることではございますけれども、我々はなおかつ慎重にということで、入札の条件といたしまして、そのような形で監理技術者を専任でつけてくださいよということをお願いをしてやっているところでございますので、そういった形で、特に注意を払って専任技術者という形を、入札の条件として我々はやっているところでございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○１１番（木内欽市） そうしますと、これから工事が何本も出てまいるわけですね。そうして、いっぱいになってしまったところは参加できないという業者が狭められてきてしまうと思うんです。今現在もう市内の業者が４か５ぐらいしかいないんで、そうするとその分よその地区からですか、という日下議員の意見とはちょっと異なってしまいましたが、一般競争入札、これも一つの案だと思いますけれども、逆に地元業者育成ということを考えると、地元業者がだんだん仕事をとれなくなってしまうということを私は逆に心配するんですが。ですから、指名の基準を少し見直すとかということは、これは急にはできないんですか。特例で市長が認めた場合とありますが、それだといろいろ誤解を生みかねないんで。

例えば、建築の場合には工事費幾らとありますが、土木で抜群の実績を上げている会社で

も建築がない、それが実績がないということであれば参加できないということになると、これも何か私は土木でもちゃんとした仕事をして会社の内容がよければ、基準を変えて、新たにここに参入してもらってもいいんじゃないかなと、こう私は考えるんですがどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 木内議員のご意見でございますけれども、やはり現在、今、指名競争の場合、今回の場合には1億円以上の工事ということで、確かに市内の業者は4社しか指名できませんでした。市外の業者が19社ということで、市外の業者の方の数が多くなっております。ただこれは、この前にも議会でも議論ございまして、特例は一切適用しないということで現在もやっておりますし、2年に1回の指名参加の登録の業者の書類に基づいてちゃんとAランクの特定建設業ということで、これは下請けを出す業者の場合特定建設業でなければなりませんけれども、そういった形で現在のところはこれを守っていくしかないのかなということで、それ以上のことはちょっと申し訳ありません、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ですから、その決まりを状況に応じて、こういう状況ですから、私は変えてもいいんじゃないかなと、こう思っているんです。

（「議案に対する質疑だからだめだそれは」の声あり）

○11番（木内欽市） 関連ですから少しお待ちください。

（「関連ではないよ、だめだよ」の声あり）

○11番（木内欽市） 8号の関連があるんですよ。

言いますと、鶴巻小学校が一つ不調に終わっているわけですよ。これだって、時間がないとおっしゃっていますけれども、当然今回契約をしていただいて夏休みにやるということだと思えます。ですから、せっかく指名をしても、その業者が落札もしないわけですから、それであれば参加できる業者がいるんですから、今度はそういうのを考えたらどうかなと、こう思うわけです。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 業者数が今回の入札でも、東総地域です、銚子、それから旭、匝瑳市、横芝光町までの範囲を広げまして指名してもなおかつああいう事態が生じたということ

で、今、木内議員おっしゃるように、例えば業者数を増やすということになると、今、これ一番上のクラスですので、下から持ち上げたらどうかというご意見なのかもしれませんが、この辺はちょっとまた慎重に対応しなければなりませんので、ここでちょっと答弁は堪忍していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） もう8号でほとんどやっておりますのであれですけども、指名審査委員会の際に技術監理者が提示されるということですよ。契約のみですか、それは。契約時点においてということになるんですか。専任の技術監理者というのは。指名審査委員会には全く機能しないと。そうすると、どのような形であろうとも、資格者がいようといないとも対象にはなっているということで理解したらいいのですか。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 指名審査委員会の時点ではなくて、ですから先ほど申し上げましたとおり、入札のときに確認をしているということでございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 入札のときに確認ですけども、指名をするわけですよ。そうしたら、それには指名の際にはそういったものは全然考慮することは必要ないということになるんですか、そうしますと。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほどもお答えしましたけれども、審査委員会の時点ではちょっとその確認はできませんで、入札のときに出していただくという形でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 私、一般質問で出してありますので、細かいことは一般質問でやりますけれども、ただ、例えば4件の入札に関して市内の業者4社すべて入っているんですよ。

そうしますと市内の業者4件はすべて1社で受け入れる可能性が生じるわけですよ。そのようなときに、例えば過去にそういった契約を既に行っているということは、専任が張り付いているということを考えなくてはならないと思うんです。それであって、さらに4件がもし一業者に落札した際には、それがすべて4プラス過去のものが増えてくるということですね。そうしますと、指名の際に関係なくそういうことをやってはどうかなということを思うわけですよ。そうしますと指名審査委員会の機能というのは全くしていないんじゃないかと、そういうことを思うわけです。

それだけです。あとは一般質問でやります。答弁は必要です。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 確かに、指名審査委員会の中の今回の指名に当たっての一つの打ち合わせと言いますか、そういった中で、今回は当日の監理技術者を確認できる書類を出してという時点で協議が終わって、それで指名ということでございますのでよろしくお願いします。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） ですから、これも関連がないとまたお叱りを受けるのかもわかりませんが、お答えできればお答えください。

不調になった鶴巻小学校は、今後どのような方向で進むのかお願いします。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 不調になった鶴巻小学校につきましては、この後、今、設計の変更等をやりまして、またお叱りを受けるかもしれませんが、これはまた指名競争入札ですぐ早いうちに入札をやりたいということで今は考えております。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第12号、専決処分の承認について、内容的には、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この中で、附則第10条の2に6項を加えるということになっております点についてご質疑申し上げます。

内容的にはバリアフリーの関係というふうに承っておりますが、この具体的な内容につきましてさらに詳しくお伺いをしたいと思いますし、それらについては、今後、市民への周知ということについてはどのような考え方をお持ちなのかどうか。

2点目、現在対象となるような状況はあるのかどうか。あれば件数をお示しいただきたいし、また今後何件ぐらい見込まれるのかどうか、把握していればお願いをしたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、住宅のバリアフリー改修の対象となる具体的内容についてお答えいたします。

まず1点目の、対象家屋につきましては、平成19年1月1日前に建築された住宅に対し改修工事がやられたものです。

2点目は、対象期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となります。

対象者につきましては、65歳以上の者、介護保険の要介護認定、または要支援認定を受けている者、それから障害者。このいずれかの方が居住していることが条件となります。

次に、4点目の対象工事につきましては、法的な制度による補助金を除く自己負担が30万円以上のもので、工事の内容については8点ございます。1点目は廊下の拡幅、2点目は階

段の勾配の緩和、3点目は浴室の改良、4点目は便所の改良、5点目は手すりの取り付け、6点目は床の段差の解消、7点目は引き戸への取り替え、8点目は床表面のすべりどめ化となります。

以上の内容で改修工事後3か月以内に申請されますと、100平米——30坪ですけれども、限度に、翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されるということで、来年度から固定資産税が減額されるということになります。

次に、市民に対する周知でございますけれども、去る5月に市のホームページの市税欄に住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置についてということで掲載をいたしました。

次に、この6月15日号の広報に、この制度の概要とホームページ上に掲載したことの内容、問い合わせ先についても掲載予定でございます。

なお、この介護保険の方で助成事業を行っております高齢者福祉課の方においても、このホームページの掲載内容のパンフレット等を用意し、申請者に住宅改修の相談に見えたときに説明をするという体制をとっております。

次に、この住宅バリアフリー改修の対象となる件数はあるのかと、また今後の件数はというお尋ねでございますけれども、これについては介護保険の制度の方で把握しているという件数で申し上げますと、平成18年度の対象者で介護保険制度では101名、それから要介護認定を受けていない65歳以上の方、これが8名ございました。計109名ですけれども、この中で今回の住宅改修自己負担30万円以上の該当になる方は一人ということでございました。今後とも周知等に努めましてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 1点だけ伺いたいんですが、相談窓口を広げているということですが、現在相談に来られている方については実態があるかどうか、この点だけ確認しておきます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 現在のところ該当になる件数はございません。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

- 議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程

- 議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。議案第10号、議案第11号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第10号、議案第11号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第10号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号の5議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第4号、議案第5号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月25日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会請願付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号から請願第3号までの3件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号から請願第3号までの3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月25日午後5時までに審査を終了されるようお願いをいたし

ます。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は15日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 29 分